

平成31年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

就学援助の「新入学児童生徒学用品費」を 入学前に支給することができます

厚岸町教育委員会

厚岸町教育委員会では、生活保護を受けている方以外で経済的に困りの方のために、お子様の勉強や学校生活に必要な費用を援助しておりますが、就学援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費」について、入学前に支給することができます。

入学前の支給を希望される方は、次の内容をご確認のうえ、必要書類を添えて厚岸町教育委員会（管理課学校教育係）へ申請してください。

~~なお、入学前の援助を希望されない場合でも、平成31年4月24日までに申請し、認定された方は、入学後に、他の就学援助費と一緒に学校を経由して支給します（5月以降の認定の場合は、新入学児童生徒学用品費は支給されません。）~~

~~※いずれも審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。※~~

1 新入学児童生徒学用品費の入学前支給の対象となる方

次の(1)～(3)の全ての要件に該当する方

- (1) お子様が平成31年4月に厚岸町立小・中学校に入学予定の方
- (2) 平成31年1月に厚岸町に居住している方（平成31年3月末日以前に厚岸町外に転出する方を除く）
- (3) 下の項目「2 就学援助の対象となる要件」のいずれかに該当する方

~~※支給後に、上記の要件に該当しなくなった場合は、返還していただくことになります。※~~

2 就学援助の対象となる要件

1 原則として平成30年4月から現在までに次のいずれかに該当した方

- (1) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (2) 市町村民税の非課税又は減免を受けた方
- (3) 固定資産税又は個人事業税の減免を受けた方
- (4) 国民健康保険税の減免を受けた方
- (5) 国民年金の掛金の減免を受けた方
- (6) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けた方
- (7) 児童扶養手当の支給を受けた方

2 上記1のほか、次のいずれかに該当する方

※収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定いたします

- (1) 世帯主又は家族の方が長期病気療養中のため経済的に困りの方
- (2) 不慮の災害のため経済的に困りの方
- (3) 年間収入額が特に少ないため経済的に困りの方

（右のページへ続く）

判定基準表（参考）		※年齢は平成30年12月31日現在となります。						
例	世帯人員	父	母	子	子	子	祖父	判定基準
A	2人	・	34歳	6歳	・	・	・	228万円
B	2人	・	35歳	13歳	・	・	・	245万円
C	3人	34歳	30歳	6歳	・	・	・	288万円
D	4人	38歳	38歳	9歳	4歳	・	・	317万円
E	4人	42歳	39歳	12歳	7歳	・	・	354万円
F	5人	35歳	33歳	8歳	5歳	1歳	・	334万円
G	6人	39歳	39歳	15歳	12歳	8歳	64歳	437万円

※上記の判定基準はあくまでも参考数値です。基準表と同一世帯人員であっても、世帯の年齢構成や住宅の保有状況により基準額は異なります。詳細については、お問い合わせください。

3 申請に必要な書類

1 2019(平成31)年度要保護及準要保護児童生徒認定申請書兼同意書・委任状・口座振替依頼書

記載誤りのないように注意してください。

また、世帯全員のマイナンバーを必ず記載し、申請書には以下の書類を添付してください。

- (1) 申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類の写し（白黒コピー可）
例）個人番号カード（表裏両面）・個人番号の通知カード・個人番号付き住民票など
- (2) 個人番号カードを作成していない場合、申請者（保護者）の身元を確認できる書類の写し（白黒コピー可）
例）運転免許証・パスポートなどの顔写真付き書類のコピー、または、健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書の中から2つ以上

2 右の項目「2 就学援助の対象となる要件」の1のいずれかに該当する方の必要書類

- (1) 生活保護(停止・廃止)決定通知書
- (2) 児童扶養手当証書
- (3) 町民税、国民年金の掛金、国民健康保険税などの減免認定の確認できる書類（世帯全員分の認定通知等）

3 右の項目「2 就学援助の対象となる要件」の2のいずれかに該当する方の必要書類

- (1) 平成30年分給与所得の源泉徴収票
- (2) 平成30年分確定申告書（税務署の受付印又は役場の署名があるもの）
- (3) 失業中の方は、離職票、雇用保険受給資格者証（支給明細が記載されているもの）
- (4) 自営業（漁業・農業など）の方は、平成30年分収支内訳書
- (5) その他収入のある方は、収支内容のわかる書類

※(1)、(2)、(4)、(5)は平成30年分の収入のある世帯員全員分必要です。

※2019(平成31)年度の税務情報が確定していないため必ず平成30年分の収入書類が必要です。

4 申請者（保護者）名義の通帳の写し（金融機関名、支店・支所名、口座名義、口座番号がわかる部分を必ずコピーしてください）

~~※書類の添付がなかったり、不備がある場合は、入学前の援助はできませんのでご注意ください※~~

（裏面に続きます）

4 入学前支給の申請受付期日・申請先・申請方法

- ◆ 受付期日 2月20日(水)まで(土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分)
- ◆ 申請先 厚岸町教育委員会 管理課学校教育係
- ◆ 申請方法 申請に必要な書類を申請先へ持参又は郵送してください。
【宛先】 〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地
厚岸町教育委員会 管理課 学校教育係
※郵送の場合は、ご家庭で送料負担になります。

5 支給予定費用・支給時期・支給方法 ※平成30年度実績

◆入学前に支給できる費用(お子様1人につき)

●新入学児童生徒学用品費

- ・小学校入学予定のお子様 …………… 40,600円
- ・中学校入学予定(小学校6年生)のお子様………… 47,400円

◆入学後に支給する費用(お子様1人につき)

●学用品費

- ・小学校 …… 11,420円/中学校 …… 22,320円

●通学用品費

- ・小学校2学年~6学年、中学校2学年~3学年 …… 2,230円

●体育実技用具費

- ・小学校1・4学年 …… 11,590円/中学校1学年 …… 4,110円

●校外活動費(宿泊を伴わないもの) ※いずれも限度額

- ・小学校 …… 1,550円/中学校 …… 2,240円

●校外活動費(宿泊を伴うもの) ※いずれも限度額

- ・小学校 …… 3,570円/中学校 …… 6,010円

●修学旅行費

- ・実施学年 …… 学校で決められた額

●給食費 全学年 …… 実費額

●クラブ活動費 ※限度額

- ・中学校のみ …… 29,600円

●生徒会費 中学校のみ …… 学校で決められた額

●PTA会費 ※兄弟等が同じ小学校又は中学校に通学している場合は1世帯分のみ

- ・全学年 …… 学校で決められた額

●医療費(文書料) 全学年 …… アレルギー疾患の診断に要する文書料

◆支給時期・・・平成31年2月中旬(予定)~3月中旬

◆支給方法・・・申請者(保護者)様の口座に直接、振り込みます。

6 申請結果について

厚岸町教育委員会が、保護者からの申請に基づいて別途調査(認定要件及び提出書類を確認し、収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定)を行い、援助の可否の認定、決定通知書を送付します。

なお、申請内容に不明な点があるときはご家庭にお聞きすることがあります。また、その際、課税証明等の新たな書類の提出を求められることがあります。

7 注意事項

(1) 今回、新入学児童生徒学用品費の入学前の援助を申請、認定された方は2019(平成31)年度就学援助費は認定済みとなるため、改めて申請は必要ありません。

なお、他の就学援助費については、入学後に、学校を経由して前期分、後期分と分けて援助します。

(2) 4月から小学校、中学校に入学するお子様に、小学校、中学校に兄妹がいる場合は、1枚の申請書で申請してください。

(3) 援助を受けることが認定された後、家庭事情が好転し援助を受ける必要がなくなったときには、すぐに学校又は教育委員会へ連絡してください。

お問い合わせ先

厚岸町教育委員会管理課学校教育係 (Tel 52-3131 内線354~357番)